

## 大阪国際がんセンターの医療安全に係る監査委員会設置要綱

### (目的)

第1条 大阪国際がんセンター(以下「病院」という。)での医療安全管理に係る事項を監査し、是正措置を講ずるよう意見具申を行うことを目的として、医療安全に係る監査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (構成)

第2条 委員会は、次に掲げる者で構成し、理事長が指名する。

- 2 委員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。
- 3 任期途中で欠員が出た場合は、都度補充する。  
その補欠の委員の任期は、前任の残任期間とする。
- 4 委員の構成は3人以上とし、委員長及び委員の半数を超える者は、当該病院と利害関係のないものとする。
- 5 委員には次の者を含むこととする。
  - (1) 医療安全管理又は法律に関する識見を有する者その他の学識経験を有する者
  - (2) 医療を受ける者その他の医療従事者以外の者((1)に掲げる者を除く)

### (委員長等の選任)

第3条 委員長は理事長が指名した者をもってあてる。

- 2 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

### (定足数及び議事)

第4条 委員会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 委員会には代理の出席を認めない。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決する。
- 4 可否同数の場合は、委員長(委員長が欠席の場合は、前条第3項に基づき指名した委員)の決するところによる。

### (委員以外の者の出席)

第5条 委員長が特に必要と認められた時は、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聞くことができる。

### (委員の公表)

第6条 理事長は、委員名簿及び委員の選定理由をホームページ等で公表することとする。

(運営)

第7条 委員会は、理事長が招集する。

- 2 開催は、原則として年に2回とする。
- 3 不適正事案が生じた場合など委員長が特に必要と認める場合は、委員会を招集することができる。
- 4 委員長は、総長の求めに応じ、臨機に委員会を招集することができる。

(業務)

第8条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 病院の医療安全管理に関する業務状況について、総長等から報告を受け、必要に応じて確認すること。
- (2) 前項で定める医療安全管理に関する業務とは、病院の医療安全管理責任者、医療安全管理部門、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者等の業務を指す。
- (3) 必要に応じ、理事長又は総長に対して、医療安全管理についての是正措置を講じるよう意見を表明する。
- (4) その他委員長が必要と認めること。

(監査の結果公表)

第9条 理事長は、委員会での監査結果、確認事項をホームページ等で公開する。

(議事録の保存について)

第10条 委員会開催の際は、議事録を作成し保存する。

(秘密保持)

第11条 委員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、大阪国際がんセンター事務局総務・人事グループが行う。

附則 この要綱は、平成29年1月13日から施行する。

附則 この要綱は、平成29年3月25日から施行する。